

令和6年度（第74回）「NHK歳末たすけあい」助成要領

この要領は、「NHK歳末たすけあい」の寄付金を公正に助成するため、実施要綱及び取扱要領にもとづき、富山県内における助成について富山県共同募金会配分要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1. 助成対象団体等

- (1) 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者、高齢者等を対象とした民間社会福祉施設
- (2) 市町村社会福祉協議会
- (3) 民間非営利団体及びボランティアグループ・団体
(※市町村単位で活動する団体・グループ等については、社会福祉施設や他の団体・グループと合同で実施する事業や、特定の地域に限定しない事業、先駆的な事業、他の地域への波及効果が期待できる場合のみ対象)

2. 助成方針

『「NHK歳末たすけあい」の助成方針について』により、助成の種類、助成の基本的考え方、助成基準を定める。

3. 事業実施期間

令和6年12月中旬～令和7年3月31日

4. 助成申請等

助成を希望する者は、所定の様式により、本会が定めた期日までに関係書類を添付し申請する。また、事業完了後は速やかに報告する。

- (1) 様式1号：申請書
- (2) 様式2号：変更申請書
- (3) 様式3号：完了報告書

5. 受付期間

令和6年10月15日（火）～11月8日（金） 必着

6. 助成の決定等

- (1) 内定
本会が設置する配分委員会の審査を経て、12月中旬に行う。
- (2) 決定・助成金交付
翌年1月下旬を予定（募金実績により減額する場合がある。）

この要領に定めるもののほか、助成の実施に必要な事項については、別に定める。

付則 この要領は令和6年10月11日より施行する。